

水田二毛作の村

分木、印杭 用水は通じた。これを公平に分配しなければならない。分木、印杭は井流の口に設けられ、用水分配を公平に規制するものである。故老に訪ねると、男柱、笠木、水分によつて井流の口ができていたという。分木、印杭はこれらのことから取り付けられたのであるうか。長い歴史のなかに風化していく言葉であるが、後述のように重要な意義を持つていた。弘岡井筋の場合四つの大きな支線に分れたので、その支線の起点になる小田井流、川窪井流、北川井流、南川井流には、それぞれ分木、印杭が設けられていた。「弘岡志企」に、

井下申合せ始末書

一、去る巳年井末東諸木村へ用水大不足に相成、粒毛干損に及ぶ場所もこれある趣、当春水留めに付、井下村々出会い井筋居上げ候場所凌方示談、其の上小田井流見合せ候処、戸閉詰め横木高さ三寸にて御座候に付、南井新川外井流にもこれあらや見合せ候処、右閉詰め横木。これなく、然るに小田井流先規より有来り候。□然れども印杭右横木を引合せ候ては、三寸の高さに御座候に付、先ず心見として取除き申すはずに示談相決し、井流方より願出で御開済に相成り、此の度右横木御取除け仰付けられ、井下一同用水不足の儀に候へば申すに及ばず、万一北井え行届き南井不足に候時は、戸前を以て融通仕るはず、仍て後日の為の始末書件の如し。

安政五年閏正月廿一日

弘岡上ノ庄村屋代 喜八郎
同 中ノ庄村屋 楠之丞
同 下ノ庄村屋 高橋甚四郎

西分庄村屋	儀之助
西諸木庄村屋	下村文九郎
東諸木庄村屋	堀内長平
甲殿庄村屋	茂右衛門
秋山村庄屋	森本源五郎
森山村庄屋	黒岩泰助

弘岡井役人_a

生方亀次郎殿
北岡良助殿

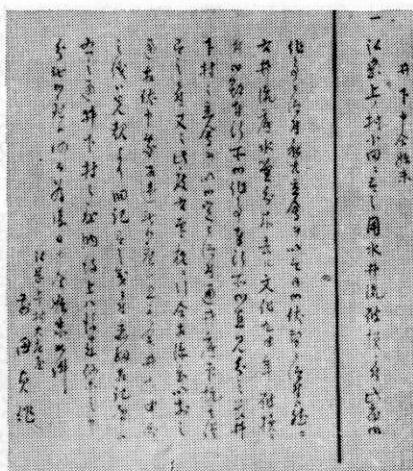
右の史料もなかなかわかりにくいが、用水路開通によつて、水田化が進んだとしても、問題がけつしてなかつたわけではなく、井下村々すなわち諸木、甲殿方面には用水不足が日照りの夏にはしばしばであった。その度「通水」と呼ばれた水の利用が行なわれた。「門田益穂日記」大正十一年には、

六月二十日、甲殿野本氏來り通水の件依頼に来る。依て森山村に行き役場に交渉し、本夜より通水する様取計い、夫れを松田善美及び野村次郎吉を雇い夜間勤務せしむ。告示を森山村より秋山村迄貼付せしむ。

この少し前にも

六月九日、諸木根木谷、北行く溝水かゝらず非常に困難せりと、西分以東通水する事と定め告示（略）、諸木に行き検するに、水路に不取締りなるを以て、至急改築を役場に申告し置き（略）。

この大正十一年（一九二二）は干魃の年のようにある。「通水」とは、上流の弘岡、森山方面が用水を引くことを一、二日止め、下流諸木、甲殿方面に送水することであつて、井下村々のために上流が我慢する仕組みであつて、この少し前にも



(弘岡志企) 〔印杭申合せ始末〕

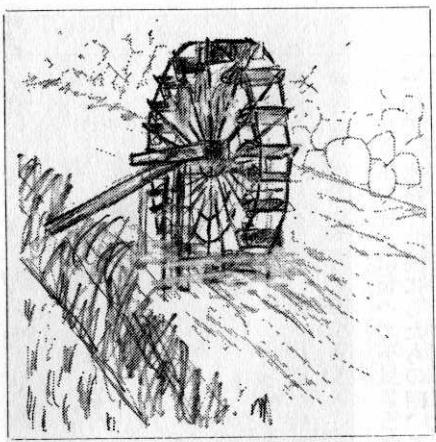
さて、いたからであろう。しかしながら文政五年（一八二二）の修理には相当もめていると思われる。この時も井下横木を主張する者も少なくなかったはずである。結局は秋山、甲殿方面が妥協したと考えられよう。「万一千九カ村庄屋の連名で「井下申合せ始末」を書いたが、それによれば「用水井流破損に付、此の度御作事に仰付けられ、私共立会いを以て今日御伏替仰付けられ候。然るに右井流底水盛分木去る文化九年申年破損に付、御奉行所、御作事奉行所御直見分の節、井下村々立合いを以て御定め仰付られ候通、井底印杭其の件これあるに付、又々此度右印杭に引合せ相済し置き、以前の通り相伏せ申す処相違御座なく候」となつてゐる。この時も「印杭」を基準にしていて、分木は横に水平に敷いたので傷みやすかったのであろうか。文化九年（一八二二）の例もあり、また前出の「心見」（試合）がなかつたので、それが規定となつていて、とにかくこの場合にも「井下村々納得致し」と記しているのが注意され、封建制下申合せ始末

近世は藩の権威を背景に井奉行の責任で行なわれたが、近代は水利組合の常設委員がその責任者であった。「通水」のような用水路網の全体にわたるもののはかに、これに併行して「番水」とよばれる各井筋での水の配分もあつた。西諸木の門屋彦馬、土居寿巳両氏よりの聽込みによれば、ここでの「番水」は「水口の田圃から順次に水を入れるのであって、一筆毎に一応行き渡れば下へ移る」仕組であつた。全水路のコンクリート化によって、近世以来のこれらの水利慣行も多くは昔語りになつたようである。

少しく話は岐路にわたつたが、前出史料は、こうして井下村々が用水不足に苦しんだことを理解しなければわからないものである。井下村々としては、なるべく多くの水を下流へと願うが、この時北川—諸木井筋と南川—甲殿井筋がもつとも上流と深刻な対立を生じ易い。川窪井筋と新川の北川井筋とは、どちらかといえば灌漑面積も狭く、しかも上流に位するので諸木、甲殿方面ほどではない。結局は北川—諸木井筋では、小田井流からなるべく多くの水を求めたい。南川—甲殿井筋はこれに反対というのである。小田井流にしたがつて両者の対立は集中する。そこで小田井流には「戸閉詰め横木高さ三寸」と分木が設けられ、それより低く井流底を下げてはならないとする。ある意味では井下に当る南井—新川外井流に「閉詰め横木これなく」は自然であつて、ここでは弘岡井筋本流の最末端として、全水流を最後的に呑み込むはずである。もし諸木方面に通水するために、本流を調整するとなれば、小田井流の付近で仮堰で調整できるはずでもあつた。

ところで前出史料によれば、小田井流改築工事に当つて、「閉詰め横木」一分木と「印杭」の差三寸があり、したがつてどちらを基準にするかについて議論が分れたが、結局「印杭」が基準となる。これは実は文化九年（一八二二）の同様小田井流修理の申合せ「弘岡志企」に、「右水盛分木前方御郡奉行所御直見の節、井下一同立会い相定る印杭井底に其の件これあるに付、又々印杭相済打申す所相違御座なく」とあることから、印杭が基準と

にも、納得―了解が問題処理の重点となつていることがわかる。



水車（前田薰氏写）

水車 大正の中頃、少年時代の筆者は度々当時の弘岡上ノ村を訪ねた。才川岸で仁淀川板橋続きの県道から弘岡井筋沿いの村道に沿うて用水の上手に行くとまもなく川窪井流である。この付近にいくつかの水車がのどかに廻転していた。板が水をせぐので、車は廻る。取り付けられた十ほど的小桶が、車の廻るにつれて傾むいて中の水を水平にした桶に落とす。落ちた水は桶に直交する別の桶で道ばたの溝に流れこみ、やがて田圃に灌ぐのである。

水量は用水路の下流において激減する。干涸を怖れた村人たちの注意は、井下村々にとくに激しく、その注意が井流底の高度に集中し、そこに定められた分木、印杭が、この問題の核心となる。兼山の時代どのようにして分木、印杭が定められたのか、今は知る由もないが、おそらく当時の技術の最善を尽して公平を期したものであろう。もちろん分配の公平と水の絶対不足とはまた別の問題であって、水の不足の場合の対立はさけられなかつたが、公平が慣行として守られる時、上、下流の対立はある程度緩和ができ、共同体の団結は守られたのであり、また公平が責任者の立ち合い、話し合いの方法によって保たれたことは、今日的にも意味のあることであろう。

同書はこれにつづいて川窪井流—中井頭井流と、下流の才川岸井流が洪水に破損、分木流失の修理についての記録をあげる。それによれば「井流裏に有る分木と覺しき杭」を基準に水盛、新分木を据えたとあるが、この場合にも将来下流用水に過不足が生じた時は、「井下一統立合の上詮議」をすることを、前同様井下村々庄屋が約束する。

生方孫次郎殿	同 中ノ庄村屋代	楠瀬宗四郎
北岡良助殿	同 下ノ庄村屋	田宮小八郎
	森山村作配役	高野留平
	秋山庄村屋	甚之進
	甲殿庄村屋	茂右衛門

弘岡上ノ庄村屋代 楠瀬宗四郎
義右衛門
同 下ノ庄村屋 田宮小八郎
高野留平
甚之進
甲殿庄村屋 茂右衛門

水利権のように、慣行を中心的に動くものであつても、当初は合理的な理解の上に立って納得したものである。このように分水のための井流は水利の要として注意され、したがつて井流底の高さの基準となる分木や印杭は、井流の要であった。もしこの分木や印杭がない場合、あるいは前出史料のように分木や印杭があつても、高さに差違のある場合等急速に悶着となるものである。左に同じく「弘岡志企」から、分木あるいは印杭等これに準ずる基準のなくなつた井流の修理について、困却した場合を見ることにしよう。

中井頭井流、弘岡三カ村、森山、秋山、甲殿用水なり。

長 四間

証文 井下申合始末の事。

弘岡上ノ村にこれある中井頭井流、今八月三日洪水に付破損に相成り、仍て右御普請奉行所云々（文化九年前出に同じいので略）、然に右水盛分木御座なく井流床底土相見候えども、規矩に相立てがたく、仍て右井下詮義の上、中原井流底板より三寸下りに相極め、分木相立て申す所相違御座なく候。尤も分木御座なく候に付、向後中井頭井びに中原井流右両井筋用水取り指問え申し候時は、中井頭伏替え申すべく候。依て後日のための始末件の如し。

（日付欠）

右の史料で車を取り付けた八田村（伊野町）は、弘岡井筋の上流にある。用水によつて何の恩恵も受けないとこ

三

北岡長右衛門殿

生方孫內殿

酉ノ三月一日

元。縁。六。とし

存生の頃から水車ははじめられたのである。右の水車導入の時点を考える参考になるのは、「弘岡志企」の左の記事である。

一
社

弘岡井筋の内八田村にて水車を掛け、水取り申す様に仰付けられ下され候えと、各々より相断り申し候えば、御掛けさせ下される由、若水田分へ水不足など仕るか、又は御材木通しの障りに罷成り候はゞ、何時成りとも車上げ申すべく候。其時各々より御浦み申すまじく候。扱又車を掛け水取り申す内は、新水田井戸繕い普請等の義、井下新水田並に何時にても相勤め申すべく候。其のため指出件の如し。

一体この揚水用水車は、いつから設けられたのであろうか。春野地方の場合、もちろん野中兼山の弘岡井筋更設後である。弘岡井筋はできたとしても、上流地域には、案外水掛りの悪い所があった。用水面が水田面より低い。自然のままでは用水はかからない。甲殿、諸木とはまた別の悩みがあつたものである。弘岡井筋成就の前から、おそらくこの問題は予知されていたのであろう。したがつて最初は水を人力で汲んだのはなかろうか。あるいは兼山は当初から車を導入したのであろうか。今は知る由もなくなつたが、とにかく人の力で汲みあげることは無理である。すでに先進地域には、室町時代から灌漑用の水車、踏車が普及していた。土佐でもたぶん兼山存生の頃から水車ははじめられたのであろう。

車も行当の切抜の戸を閉めると無惨に流された。明治の終りや昭和のはじめにも多くの車が流れ
たことがあり、ついにポンプに代ってしまった」と結んだ。

車の構造で専門的な部分は中心の軸で、これは松を材料に大工に頼んだ。この軸から矢木が多いので二十四、少ないので十六対出る。それぞれにせき板がつけられ、それらの矢木、せき板をからめるのが車かづらであった。このかづらは丈夫で狂いがなかつたからである。

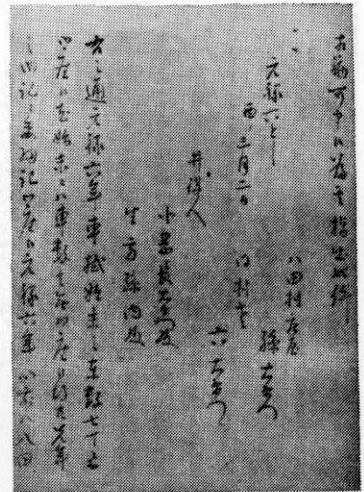
は材料は乾かして始末しておくので、問題になるのは車かずらである。これは毎年取り換える。車かずらと呼んだが山ぶどうの蔓らしい。昔は山役人からこのかずらを取ることを許されていたので、近郷の山に求めたが、後にはかずらも少なくなつたので、これにはひと苦労した。遠く高岡郡の桐見川（越知町）、あるいは同郡浦ノ内（須崎市）、久礼（中土佐町）等へさがし求めていった。冬の間に手に入れておかないと、春になって山が木立の繁みで暗くなると蔓がわからなくなつた。

必要なものがいよいよ作る。もつとも實際は一人役位の労力であつたが、免てようやんと勤めて火は通る。冬間必要のない寺

十日後、水車起濱方林造が、
古と通う林六郎、車輪屋、吉蔵、サトウ
の名前を絶えず車輪屋の車輪屋と呼んでいた。昭和初年、
水車は舟、公才の袖、公坂、杉浦、車かずらを材料にして、車の
られなくなつた。昭和初年の電化のなかで、揚水ポンプに切り
換えられたからである。弘岡上行当中島林造氏は語る。

た。車が廻って小桶が傾むくと、水はさつそく落ちはじめるが、その時うまく桶が受けるのと、かなり桶の外にこぼれるのがあった。何か少しむだになつてゐるなと思われたことも

八田村水車起源（弘岡志企）



ろである。藩は米の増産と住民の不満解消の一石二鳥を狙つて、水車を許可したものである。元禄六年（一六九三）とは重要である。八田村の人びとは弘岡方面の水車を見て、これが欲しいと考えたに違いないと思われるで、元禄のはじめ、すでに弘岡では水車が堂々と使われていたのであろう。この点からも兼山存生の頃から開始と考えたいものである。

ところで前述したように、水車は主として弘岡上地区にあった。これは井筋の流速、水量が条件を満足させるうえに、前述水田が高かったからである。「弘岡志企」には、「私共車札場より小田井流上まで六ヶ所向い合せ」文化十三年（一八一六）願書、また「小田井流より下私共車を以て井水取り仕り」年号月日のない願書、また「サイカシ板橋下に車懸け」文化十三年（一八一六）始末とあって、藩政末期には小田井流を中心には三カ所車の多い所があったようである。しかしながら三つの史料を読み比べると違いがある。最初の車は札場から小田井流までの間に掛けられたものであった。すなわち

一私共車札場より小田井流上まで六ヶ所、向合せ閑通し相成らざる段仰聞され候所、去る頃洪水の節、札場堤大破に及び、夥しき川堀れに相成り、車延違い仕り候ては廻り申さず迷惑仕る義に御座候。右場所に限り前々の通り此度も指置かれ候。

段仰聞かされ、尤も広台なる関方相成らず、井水用水不足の節は御作配の通、何時にも差聞えなく取除き方仕り候様、仰聞かされ畏み奉り候。仍て召置かれる始末件の如し。

文化十三年子四月廿二日

弘岡上ノ村庄屋 楠瀬 六右衛門 殿

同 村 老 安 部 新 内 殿

同 同 源 助 殿
勘右衛門 殿

百人組合 十三人 連判

右之通に御座候。以上

庄屋代

楠瀬 宗 四 郎

老 三 人

生 方 孫 四 郎 殿
北 岡 良 助 殿

これによると、この区域の水車を利用して田に水を引いた者は百人ほどであつて、後述でも問題になる、車を能率的にするための閑も「前々の通り」許可されている。この地域こそ兼山構築当初から車を据えたところであろう。これに対し、小田井流下手の場合「小田井筋車場御定例」これなく、井下村に用水取汲み用の場所ともこれある義」と車を懸けることを禁止されたが、「右場所の義は高地にて汲上げ候義迷惑仕る義」とやつと許されている。また才川岸でも同様に、「車懸け閑立用水取り御定例これなく」と禁止されたのを、「高地にて汲上げ用水取迷惑仕る義」と愁願して許されているからである。

一体田圃が高く井筋の水面は低いが水はある。のになぜこのように水車懸けを制限したのであろうか。ここで前項の井下村々の干水への恐怖を想起しよう。水車をかけば、ことに水車の能率を高めるために、若干の閑を車台に設けるとなれば、下流への水の流下は制限を受ける。それが井下村々の反対を呼ぶことになる。前の史料でも車は致し方ない許すが、「少々にても閑開いの儀相成らズ」あるいは、「少しも閑立て申す儀相成らズ」と誓わせているのは、すべて「井下用水不足」を警戒したからである。なお舟筏通航の問題も別にあつた。

その点で印象的なのは、井下九力村とは別に、恩恵的に許可した八田村の車であつて、「弘岡志企」には宝暦十三年（一七六三）文書をあげて、この問題の悶着を伝えている。抄出すれば「弘岡井筋干水の節は、八田村水

車差閑に相成る由を以て、井下村々より車御指除け下され度段願出で候に付、此段御詮義の上、車は尔來の通り御差置き仰付けられ候えども、井下水不足の節は車^モ残らず取除き、村々差聞えに相成らざる様に仕るべき旨、仰聞され畏み奉り候。且つ車^モ掛けはづしの儀は、井役人衆御作配致され候様に仰付られ候に付」と藩は裁定を下して、八田村の人びとを納得させている。藩としては米作第一の方針であったからであるが、しかしながら八田村の人びとにとっても、車による水の利用はすでに権利になっている。もちろん水田となつた部分については高い年貢も払つてゐる。車の権利は守りたいはずである。井下村々九力村として団結し、八田村には負担をかけない反面、水利権を与へず、井下干水の時は、遠慮なしに恩恵的な八田村水車の撤去を要求するという立場は、近世から近代まで取り続けられたが、問題は簡単ではない。用水は事実八田村を通つてゐるからである。藩が公平な裁定に苦心した事情も理解できる。なおこの問題は明治にも及び、八田村では井下村々からの激しい抗議運動が展開、ついに両者が水車を挿んで激突、八田村からは逮捕者を出したうえ、裁判にもかけられる。この点については、改めてさらに近代編でふれることにしよう。筆者は、余りにも用水路あるいは水車に拘泥しそぎた感があるが、漫々と湛えて流れる現在の弘岡井筋の恵みが、いかに歴史の重みを持つてゐるかを伝えたかったからである。

以下項を改めて用水がどのように村々の農業を変えていったかを考えることにしよう。

水田の村 「弘岡志企」には、前にあげたように、

本田高 八千五百六拾石式斗九升（八五六町（ha））

内五千百武石壱斗式升壱合也（五一〇町（ha）） 新水田

とあって、野中兼山の弘岡井筋の建設によつて、本田地高の六十パーセントに當る、地検帳に畠とあつた仁淀川

の自然堤防は、弘岡堤の外側の一部をのぞいて、ほとんど完全に水田化したものである。これは井下村々の農業經營を一変させずにはおかしいものである。すなわち畑作中心の村から水田中心の村へである。弥生時代農業が開始されて、村の生活が発達を始めてからの画期となるものであつて、まさに春野の歴史を中間で二つに区分するものである。

前述したように、長宗我部氏支配当時の春野地方の農業は、畑作中心であつたために、山根地方に水稻が作られはじめて、二千年に近くなじまれた低湿地の水田が、一方では相變らずづづけられたが、もちろん春田として、冬は湿田の多くには水が湛えられて休閑となる。今日も谷間の水田にその姿を見ることができる。生産力はけつして高いとは云えないが、畑作時代にむしろこうした低湿地水田の評価は高く、たとえば「喜津賀西分地検帳」に、

江ナガラノ同シ本ハ一反地今成分 遠田村 山本□介給

一所卅九代五歩上々

これに隣つた多くの田は上または上々であるが、これは低湿地の安定した灌漑が米の豊作を約束したからであつて、冬作を加えた高い生産力の評価ではないと思われる。したがつて、同じ地検帳の西諸木村に當る所では、

竹ノハナ北本壱反地

一、四十式代四分下畠

西分 塩田 新左衛門 紿

以下多くは下畠、下々畠とあつて、いずれも自然堤防地域である。これらの畠地は、もちろん現在では灌漑によつて豊かな生産をあげ、冬はビニールハウスに覆われる。それこそ上あるいは上々の田圃である。さて弘岡井筋の幹線から、別かれた支線の最末端まで水がとどき、自然堤防の畠地が、すべて水田となつたの

はいつの頃であろうか。記録の伝えるものが今のところない。それはとにかく畠地が水田となつたことによって、その評価は百八十度転換する。下畠や下々畠であったところが上田になる。かつて上田であったところは下田にもなる。嘗々、黙々と働いた人びとによって、用水建設の仕上げがおこなわれ、水田の村は生まれる。そしてまず米と麦とは結合して米麦二毛作が成立する。これによつて、年貢米増徴という藩の要求は達成される。前記「弘岡志企」によれば、五百町(ha)の水田が生まれたので、一反(一〇a)一石五斗の収穫として七千五百石の米が生産され、年貢米としては一反に付七斗として三千五百石が確保できる。もちろん畠地でも年貢があつたが、多くは一反につき三斗程度であったので、その差は大きく、增收分は反当四斗、五百町としては二千石が增收され藩倉は豊かになる。農民の手許にも反当八斗計四千石は留保できるが、これはまったく新たに生産されたものであつて、豊作の年はこれをさらに上廻る収穫も不可能ではない。これらの、いわゆる作徳米によつて、多少は村人たちの生活も向上したが、やがて地主深瀬氏が成長することについては後述しよう。

ところで米と麦とが結び付いて、二毛作がこの地方に一般化することについては、米の増産を超える、農業技術の改善という大きな意義があるのであって、かつて、大正時代から昭和初期にかけての春野地域の農業經營を讀えて、高知県のデンマークと呼んだが、まさに高知県のデンマークは、この時点で米と麦との二毛作体系の成立をもつて開始するとしなければならない。もちろん弘岡井筋開通以前にも、畠は多角的に利用されていたのであらう。寛永五年(一六二八)成立といわれ、伊予国宇和島(市)郊外の農業經營等を示す「清良記—親民觀月集」⁽⁴⁾には、すでに水田の一部は米、麦と二毛作になるとともに、畠地も麦、蕎麥^{そば}、麻、豆類、稗^{ひえ}等が二毛作としてかなり多角的に經營され、日本的なわゆる集約農業は室町時代成立とされている。早いところでは鎌倉時代以来一部で田に麦が作られ、米、麦二毛作になつてゐたが、春野の場合、米を作る田は長い間湿田であつた。實際こそ

の湿田の乾田化にどれほど多くの労力と資金を費やしたのであらうか。大正期以後の耕地整理事業として後述するところであつて、水田はまったく米一辺倒であつた。そこに米と麦との二毛作が成立した時、米は年貢として半分以上納めたとしても、麦と相まって食料の自給性を高め、農村を安定させる。近世三百年、不作に見舞われながらも、一揆のなかつた農村生活の基盤が作られたものである。

ところで米と麦とを二毛作とする時、地力の消耗という切実な問題が起つてくる。米だけである時、地力の消耗は比較的少なくてすむが、麦は肥料を食うという。藩が一旦米作地として春野を認めたとなれば、米作第一であり、したがつて麦を作るとなれば、米の収穫を落さない努力が要請されよう。「土佐藩農業經濟史」平尾道雄には、宝暦十年(一七六〇)の香美郡赤岡村(町)農民新兵衛の上書がある。それによると「恐れながら御田地御大切に仕り、稻作麦作仕道申上げ奉る」として、米、麦二毛作の注意を述べる。地力を衰えさせないことが肝要であるとし、稻の刈り取り後一秋の彼岸前後から冬にかけての耕地の管理に注意する。また麦を早く刈つて、稻を植えることが大切であるとする。また麦のうち「餅麦、伊予はだか麦、雪の子麦、しょうはん麦、やはづ麦」は稻作にさわりがなく、「京清麦、りう久麦、東岡はだか麦、徳三郎麦、紅葉色はだか、萱麦^{かや}」も世間でいうほどに稻にさわりはない。もつとも「小麦跡は三ヶ年稻に毒仕り痛みに相成る」と注意し、小麦跡は反当米一石六斗のものが、その半分の八、九斗の収量となると警告している。米を第一とした時代の農民を指導した、いわゆる老農の苦心の経験である。

こうした麦作による地力消耗に対して、どういう解決策がとられたのであらうか。まずすべての水田の裏作に麦を作るのでなく、その約半分に麦を作つて交代させる。つまり水田は一年一作と一年二作が半分ずつ組み合せとなる。もちろんずばぬけて地力のあるところでは毎年麦を作りはしたが、そんな田地はまったく稀であつた。

後述のように文化十四年（一八一七）朝倉村（高知市）の肥草山で、弘岡三カ村の農民たちと、朝倉村農民との間に肥草山の利用を挟んでの衝突があつたが、牛馬を飼えば当然飼料の青草がいる。當時藩は荒倉山を藩の狩場として、いわば御留山として農民の立入りを禁止している。そのうえに畑地が水田化するとなれば、とくに弘岡の人びとは草に不自由する。弘岡下の小川まき子氏らよりの聴込みによれば、弘岡下とくに堀池の人たちは、「よい草とよい娘とは見置きがならん」と言い伝える。目についたときすぐ草なれば刈れ、娘なれば嫁に貰えというのである。草に困った人びとの心情がよくわかるところである。荒倉山上の村塙をこえて、藩が朝倉村の中に、

厩肥をもとにして堆肥を作る。

平均一戸当たり約〇・六頭であつて、この普及率は村人たちの堆肥、厩肥への強い関心を語るものである。牛馬一頭の代価は大体米三石相当であった。米三石の余剰はけつして容易ではない。節約に節約をもつて買い求める。とくに馬には病死の危険が多かつた。馬焼きという一種の病気予防法が、近世では村々に行なわれて重要な年行事にもなつていた。それでも死ぬ。苦心の結果やつと手に入れたものである。近世の農村に多かつた頼母子講——衆儀講にも、馬の講が多かつた。不幸馬を死失させた人を救う相互扶助である。こうして馬を求めるそしてその厩肥をもとにして堆肥を作る。

西	畑	—	一〇〇	—	—	六一	六二	〇・六二"
森	山	—	二八五	—	八	一三三	一四一	〇・四九"
弘	岡	上	—	三一五	—	一	一八二	一八三
同	同	中	—	一九四	—	六	一二六	一三三
同	同	下	—	二二六	—	一〇	一三〇	一四〇
集	計	—	二、二八一	—	一二五	一、二四六	一、三七一	〇・六〇"

村名	戸数	牛	馬	計	一戸当たり頭数
内谷	九〇	〇	六〇	六〇	〇・六七頭
東諸木	二三〇	一〇	一〇九	一一九	〇・五一"
西諸木	六六(?)	九	三九	四八	〇・七三"
吉芳原	一五一	五	九五	一〇〇	〇・六六"
西分	二二三	一九	一〇八	一二七	〇・五九"
秋山	一七六	六	一二三	一一九	〇・六八"
甲殿	七八	二八	一三	四一	〇・五三"
仁ノ	一六七	二三	七七	九九	〇・五九"

こうした用意はすでに「清良記」にも見え、一町（ha）の水田の中で約三反（三〇a）を麦地としている。しかも麦地には非常に肥料が必要である。かねて堆肥を準備し、麦跡にこれを散らしてかき込む。その後に田植えである。もちろん麦のために前年秋冬麦の中に堆肥を入れ、また肥かけもする。暮末のころであるが「吉良宅快日記」「吉良家文書」には、「麦の中」として麦の手入れの記事が多く、夏間の田の草取り同様に忙がしい農作業の一つになっている。また近世農業の伝統のまだ強い明治末期、田植の前の忙しいなかで麦跡に堆肥を入れる作業を、克明に門田益穂は書き残している「門田益穂日記」。

こうして地力を衰えさせないための努力は、堆肥に集中したので、当然のことながら牛馬の飼育と草刈りが問題になる。少し後であるが寛保三年（一七四三）の「土佐国郷村帳控」によれば、春野地方にはつきのような農家と家畜があった。

弘岡三カ村農民の入会権を認めたのはいつからであろうか。その起源はわからないとしても、この草の不足も大きな原因の一つである。「門田益穂日記」「門田家文書」明治三十五年（一九〇二）によれば、八月中ほとんど毎朝のように「朝草」を刈っている。八月は比較的農作業の隙な時であるが、多忙な他の月でも寸暇を求めて村内あちこちで草を刈っている。なお春野地方のような平場にも、前述荒倉山の御留山のほか、各村々にたとえば「吾川郡秋山村大谷御留山壱ヶ所」春野町役場蔵 というように藩の御留山があつて、林産資源の保護が図られていた。それなりに意義のあることであるが、別の立場からいえば肥草山はそれだけ少ない。また郷士がしばしば荒一散田として採草地を開発、領知としたことも、それだけ草刈りを困難にしたものである。

こうして米、麦の二毛作は堆肥への関心と努力を喚起したが、「吉良宅快日記」「吉良家文書」によれば万延元年（一八六〇）、

九月三日、晴、朝伝七父子横田へ土肥出し、昼より竹カハナ藁わらしのべ、夜分降り。

右の「土肥」である。また「門田益穂日記」「門田家文書」大正六年（一九一七）三月一日には、

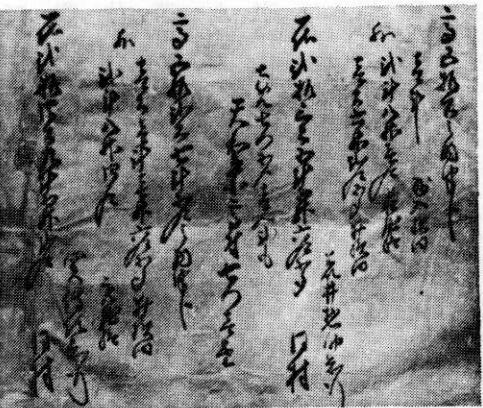
朝より堤上積土場に稻に投入すべき土肥を積む。土不足せるを以て大ヶ原溝土を取り、都合十三馬積めり。

その他同日記には、土肥の記事がすこぶる多い。土肥は全国的にも知られており、「日本農業技術史」古島敏雄にも、「耕耘春秋⁽⁵⁾」を引用してその実施状況に触れている。おそらく土佐にもかなり早くから行なわれていた堆肥の一種で、厩肥や青草、藁と交互に積んで肥土を作つたものである。ところがここで問題としたいのは、弘岡井筋との直接の関係である。弘岡井筋では毎年早春に「正月四日、田役初め伝七出役」「吉良宅快日記」とあるよう、八田の大井流を止め、用水を干して井底の浚えや側壁の修理をする。田役と呼び村をあげての大仕事であった。しかも門田益穂のような多くの勤勉な人びとは、よい川土を水の干ないいうちから見付けておく。水が干れ

ば田役を待たずに自分の手で川辺の堤上にあげる。乾くと馬で自宅に近い積み場に運ぶ。骨の折れる忙しい仕事であるが、地力を養うためには、あえてこのような努力を惜しまない勤勉な人たちが、よく米と麦との二毛作を支えたものであったことに注意しよう。

ところで堆肥のなかで、れんげ草の占める地位はまことに大であったが、近世中期には、まだれんげ草は肥料として栽培されるにいたつていよいよである。したがつてこの点については後述とし、ここで米、麦二毛作を踏まえた農村の姿をもう一度見ることにしよう。

天和の平等免 弘岡用水開通が水田化を進め、米麦二毛作による生産力の増大となつたことを前述見てきたが、これに関する具体的な数字はえられないであろうか。すでに一反（二〇畝）に付き収穫高一石五斗、免にして七斗を推定したが、兼山時代以後二十年、天和元年（一六八二）藩は土佐全域の生産力とそれに課した免一年貢高の平均値を算出する。藩政の完成を示す一つの指標である。この平均値は天和の平等免と呼ばれ、土佐藩全体、あるいは本田、新田別、さらに蔵入地の総合、知行人分の平均値等なかなかに細密なものであつて、以後藩財政運営の基本的数値になるとともに、農民にとって、この数値が年貢の限界を示すものと受け取られる。したがつて免の引き上げに抵抗するための一つの拠り所となる。土佐藩の免は、土免定としてすでに寛永頃より定額化する傾向があつたが、この天和の平等免は土佐藩定免制のいちおうの完成と見られ、以後生産力の発達によって増大した分は、すべてではないが、しばしば農民の手許に残されることになる。もつともそれが実際には農民の手許に残されず、地主制の発展を支え、地主のもとに加治子として取得されることは後述するところである。さて「山内家文書」高知県立図書館蔵 には天和元年（一六八二）の「覚」がある。抄出すると



「平 等 免」(春野町役場所蔵文書)

一、上免の村 江ノ口、布師田、大津、中嶋、赤岡、秋山、高岡、多ノ
郷。

右の村々御国中の上田分の村にて御座候。上の年免八ツより九ツ成り
計りにて御座候。

一、中免の村、夜須、物部、篠原、仁ノ村、大内、下郷

右の村々中田の村にて御座候、上の年免五ツより六ツ成り計、此の類
の村数ヶ所御座候え共大体を書付け申し候。

(以下略)

春野地方では秋山が上免に、仁ノが中免の村にはいる。他の村々も

ほとんどこの両者のいずれかに属したと思われる所以で、前述反当免
七斗の推計が許されたものである。「春野町役場所蔵文書」に、一

部破失安永四年（一七七五）の「土免定」がある。弘岡下ノ村分のもので、いまこの史料から免の一覧表を左のごとく作ってみた。

知行人名	地高	天和平等免	安永四年免
荒井惣助	二三石五五六五	七ツ〇一〇	七ツ五一五
浜田 □左衛門	一五・八三七五	六・二六三	七・一〇〇
由比理太夫	二三・二二二〇	七・四九一	七・六二五
岡田又平	一二・三八七五	五・五八一	七・四六〇

安積収藏	七・一九九	五・八六九	六・二〇〇
由比六良右衛門	七・六一八五	五・〇二七	六・六八二
日比庄右衛門	三一・四六三〇	六・五三三	六・六八二

これによれば、天和の段階では弘岡下ノ村の免は五一七ツであつて、筆者の見通しよりは少し低いが、こうした場合もありえて不思議ではないが、とにかく水田となつて高免になつてゐることはわかる。畑地の免は上畑でも五ツ程度であつて平均すれば三ツ内外であったから、前述推計は当らずといえども遠からずである。⁽⁶⁾

農具の改良 ところで吾川郡鹿敷村（伊野町）の古記録に、「鹿敷村庄屋（所助家記）覚書」「南路志一五」がある。年代記で正確豊富な内容を持つものであるが、そのうちに農業技術の新しい伝来について簡明な記事がある。抄出すれば、

年号	紀元	記	事
享保一〇年	一七二五	唐箕はじまる	
同一二	一七二七	鉄の稻こき（千歛扱）はじまる、	
延享元	一七三四	踏車はじまる	

このうちもっとも大きな意味を持つものはいわゆる千歛扱であつて、稲の脱穀に威力を發揮し、多くの時間と労力を生み出し、この時点で、冬間の副業あるいは多角的農業を可能にしたものである。この点について「治生録」「土佐國地方史料」には、

一、吉稻は鉄箸にてこき申し候、但し先年はこきはしとて、女竹の長さ八九寸程の竹武本合せこき申し候、今は鉄箸故尙明。

き。申し候。

とある。「治生録」は後述のように寛政二年（一七九〇）東諸木庄村屋市之進が著わしたもので、土佐藩農業技術史のすぐれた史料である。そのなかで鉄箸かばし一千歯扱が導入され、「埒明く」ことになったことのあるのは、大いに能率が上ったというのである。東諸木村にかぎらず春野地方にも、この以前—享保の末までに鉄箸が伝わり、大いに人びとに歓迎されたことであろう。

踏車は少しく遅い感じがしないでもないが、唐箕については同じく「治生録」に、

一、糲を摺り候。唐曰の仕成、指渡し壹尺八寸三^ニて能く御座候。右曰を廻し申す男三人、唐箕にてさび申す女壱人、糲糲を取分け申す女武人、一番どふしより二番、三番迄通し申し候。尤も簾の目に大小御座候、式拾四五年以来は万石。どほしと申し候て、赤銅の網にて仕成し候もの、上方より下り此の頃手廻り能き者は大方相求め、とふし候所よく米糲分り申し候。寛政二年（一七九〇）より二十五年前とは明和二年（一七六五）であるが、^(お)鐵箸一千歯扳について米の脱穀調製に、すぐれた能率のあがる万石どほしが伝わる。「手廻り能き者」とは生計に余裕があつて、農業技術改善に金錢を使う余裕のある人であるが、おそらく牛、馬を求めたように、多くの人びとは努力して万石どおしも求めたことであろう。

こうして水田の村となり、農業生産は米麦中心に向上し、さらにこれを能率的にする農具の改良が行なわれたので、農村には元禄、享保と繁栄があり、農村の戸数、人口も増大したと考えられるので、次の数を見ることにしよう。前掲「土佐国七郡郷村帳控」によれば、寛保三年（一七四三）の春野地方の村々の戸数、人口は左の通りである。比較のために「長宗我部地検帳」の屋敷数もあげた。なお元禄末の数字として「土佐州郡志」吾川郡と、「南路志圖國之部」所収の享保七年（一七二二）の数字もあげた。後二者は不完全なものである。

春野地方戸数人口一覧

この不完全な表から村々の戸数、人口の推移を分析することは、ほとんど絶望に近いが、東諸木、西諸木、甲殿、仁ノの諸村では、戸数の増大が顕著であるとすることが、一応できるのであろう。これらの村々で新田開発

が進んだことが原因であろうが、そのほかに漁村の発達も考える必要がある。たとえば東諸木の戸原は「州郡志」では三十五戸、「地検帳」では二十五戸敷である。仁ノでも間は「地検帳」二戸敷が「州郡志」六戸となっている。もっとも海岸集落の本格的増加は後期のことと思われる。言い落したが、東諸木の亀割では新田が十一町(戸)も開拓されたので、「地検帳」の戸敷数三が「州郡志」では十五戸となっている。

ただ前表でまったく納得のいかないのは、用水の恩恵を、もともと受けたはずの弘岡三カ村の戸数の増加の少ないことである。あるいは、近世初期の市屋敷の城下町移転による減少、さらには新川町六十戸の発展のための供給源になったのであるうか。その原因をここで明らかにできないのが残念であるが、事実をここに記して、なお後証を期したい。早急な結論を慎しむものである。

交通と鉱業

番所 地検帳には前述したように、中世の春野地方の道路を示す「道」あるいは「大道」があった。平野の中央をほぼ東西に貫通しながらも、これから別れる大道もあった。山内氏は入国直後浦戸城に拠ったので、当然この東西に通る大道が、土佐国の公路でもあったはずである。「土佐郵駅志」飯山雄四郎には、

以上

伝馬、人足拾五人、畑の検査候者共に遣し候間、村送に申付くべく候者也。但上下

七月十六日

一 豊印

長浜、木塚、蓮池、戸波、須崎、久礼、仁井田、久保川、伊与木、入野、中村

庄屋中

「切手趣味」四九卷三号 吉田利一氏発表

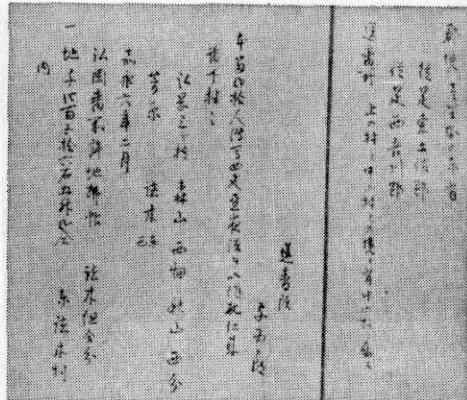
一豊は慶長六一八年（一六〇一—三）まで浦戸に在城したので、この文書はその間のものである。「畑の検査」とは検地と考えられるので、大体慶長七年（一六〇二）のものであろう。伝馬、人足を藩の公用として村方が負担した「村送」制が、入国直後確定しているのを見れば、同書で「元親の駅通の制はそのままの形で受け継がれたようである」というのは正しいと思われる。また浦戸—長浜—木塚—蓮池と結ぶ公路の一部が、もちろん前記地検帳のいう大道である。

ところで城下町が高知に移転した後では、この吾南平野中央の公路は、西方連絡路としてはあまり迂回しきっている。もとより仁淀川渡船場以西は旧時のままとして、東方に対角線状の捷路が求められはしないか、すなわち荒倉峠の開通である。荒倉峠の開通は、近世以後の土佐国および高知県陸上交通発展の一つの出発点であるが、遺憾ながら伝えられたものがない。ただすでに「弘岡村地検帳」中之村上之村に、

同所（ミタ谷）大道ヨリ下
一、三代式分下畠荒

同（荒鞍川内）
谷荒
伊豆分論田

右の大道は、荒倉神社と投老寺との間にあるが、同地検帳にはまた「谷ヲ口へ出テ道ヨリ西ヨリ付」るともあって、かなり荒倉神社付近にはしっかりした道があるようである。あるいは、すでに荒倉峠越えの大道—公路が長宗我部時代できていたかもわからない。長宗我部氏は岡豊城、大高坂城と土佐一国の政治の中心を移していた。むしろ浦戸は短期である。荒倉峠越えが本来の公路であって、後に吾南平野中央部に公路ができたと考えられなくもない。ただ浦戸は古代からの土佐国の門戸港があるので、それに連絡する公路としての古い歴史はあつたはずである。したがってここでは、荒倉峠にもある程度の道が作っていたものとし、これを山内藩政が、土佐西半の公路としていわば昇格させたものとしよう。



「送番所」（弘岡志企）

かなり不公平のようである。いちおうは村高を基準としたと思われるが、その計算の基準はよくわからないが、これらはすべては村人の夫役によつたので、後述のように、夫役に対する不満は藩政末期大いに激化するものである。

は朝倉番所に連なり、藩の公用の文書の送達、藩役人の送迎に、いわゆる番下村々から責任を持つて、人足や馬を作配する。送番頭といふ村々の老級^{としより}の書算に通じた人が任命されて服務したが、その業務は幕末時局の切迫とともに繁忙をきわめ、昼夜をおかぬ至急便一筐送りはこの街道にひしめき、しばしば農繁期と重なり、送番頭、庄屋、老を苦しめるとともに、とくに直接負担を強いられる村民を苦しめたものである。各番所には番下村といつて、番所に夫役を提供する村が定められていた。この番下村々が多忙をきわめる送夫にふりまわされ、大いに苦情を持つようになるが、弘岡番所については「弘岡志企」に

坂の下一横手まかり百十七間(一一一三)

横手まがり一弘岡番所 三百六間（五五六m）
番所一サイカシ外輪堤防五百九十六間（一〇三

卷之三十一

弘岡上ノ村

郡境—馬の骨石 二百四十四間（四四四m）
馬の骨石—東ナゴロ楠の木の本 百三十間（二三六m）
東ナゴロ楠の木の本—福常谷 二百五十八間（四六九m）
福常谷—蟻蟻の谷 三百七十八間（六八七m）
トウロウ谷—鳥越坂の下 四百七十八間（八六九m）

西烟村 弘岡上ノ村

西方に松を植えられたり、扱この一里塚に櫻の木を植えられし所も多く、西筋にあり。

として、有名な一里塚が設けられ松の木が植えてあつたという。同書には、この一里塚から高岡の一里塚まで二千五百二十九間（四・六km）、また朝倉の一里塚まで二千二百九十五間（四・1km）あつたとあるが、大体一里塚の名の正しいことがわかる距離を保つてゐる。いわゆる五十町一里は正式ではなかつたようである。

さてこの荒倉峠の郡境から、仁淀川渡船場までの道—詳細は「弘岡中ノ村誌」の記事の道は、左のように区分され、担当の村が責任を負うて修理するように定められる。「弘岡志企」によれば

里塚 鶴坂峠の西に有り。西方に松を植えられたり、扱この一里塚に櫻の木を植えられし所も多く、西筋にあり。

「鶴坂茶店」（弘岡志企）
荒倉神社に向つて右手の山裾には、往年の公路の登り口がある。神社の玉垣の向つて右寄りから百メートルほど右一東に向つたところである。今は利用する者もなく、深い木立に覆われて静まつてゐるが、相當に広い路面には、過去の歴史が染み、この道路に織り成された悲喜交々の人間模様が想像される。「弘岡志企」によれば、旧名も懐かしい鶴坂^{うづら}の荒倉峠には、

卷之三

本番式拾人、伝馬四疋昼夜詰を以作配仕来る。

番下村々

弘岡三カ村、森山、西畠、秋山、西分、吉原、諸木（東、西）

これは幕末の記録であるが、人足二十人に馬四疋が昼夜をとわず詰めて準備している。これに近い形が藩政初期から続いたものである。

ところで同書には、右の番下村々のうち諸木組合分として、地高掛りに人足を出すようになつていてことを伝えている。

村名	地高	免除地高	公役地高
東諸木村	一四五六石五三〇	一六七石七五九	二二八八石 ^{二九三}
西諸木村	二六四・二九〇	一五・〇〇〇	二四九・二九〇
西分村	九八七・四七七	五三・六一八	九三三・八五九
吉原村	八七〇・四一八	五三一・九八九	三四八・四二九

このように公役地高に按分して村々が出夫するのであって、書算に通じた送番頭は藩からの連絡があると、たちに計算して所要人員を村々庄屋に連絡し、庄屋はその責任において誰、それが夫役に出よと命令するわけである。いま弘岡中の番所跡に立てば、舗装された県道仁西線に激しい自動車の往来はあるが、一面の田園には昔を回想する何ものもないが、百年あまり以前には、そこが重要な土佐藩の交通の中継地であった。もとより庶民には夫役の外にはあまり関係はなかつたけれども。

ところで右の表で芳原村の公役地があまり少ないと氣がつく。これは同書に

五百石也

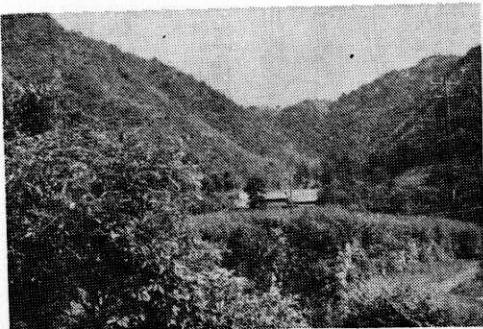
白土道に引く、

とある理由によるものである。^(芳)吉原の大芝の奥から城下町に通る公路が白土峠越えである。藩政時代さかんに利用されたので、吉原村の人たちは、五百石の地高分の夫役をこの峠に課せられ、藩の公用の役人、文書の送達に勤めしたこと、荒倉越と同様である。ただこの峠は西分、吉原、秋山、東西諸木、内谷等を連絡したので、小規模であったのは自然である。「喜津賀東分地検帳」によれば、

大芝大道ノ下
一、四拾代出參拾五代四歩
内四十代中ヤシキ
残卅五代四歩下畠タ
左京進殿御分
川島治部給

ここにも大道があり、中世以来の公路が通っている。それが受け継がれたものである。柏尾山と鳥帽子山の間の二百メートルの鞍部の白土峠には、今も前出「弘岡志企」に土佐の一里塚によく植えてあつた榎^{えのき}の巨木がある。案内してくれださった中山太郎翁は、子供の時と少しも大きさが変わらないと云われた。たぶん藩政時代に遡るものであろう。今は通る人もなく、道は葦やばらや灌木で人を寄せつけないが、榎には、時代の変遷—歴史の重みに堪える重厚さがある。なお別に西分越も開かれる。

近世中期の春野



さて前述のように、山内氏は城下町を高知に移したので、吾南平野中央を東西に通る公路は、いまや村人たちの日常の生産と交遊を中心としたものとなる。この道に大きな変化を与えたのは野中兼山による弘岡井筋、新川川の

開通である。弘岡井筋とその四大支線には堤が作られたが、それがまた重要な道路、堤防となる。とくに弘岡井筋の幹線と諸木井筋、甲殿井筋に沿う道は、村々を繋ぐ重要な道路であったが、そのうちでも東諸木、西諸木、秋山、森山を連ねる線は東は長浜（高知市）西は高岡（土佐市）と連なるものであって、もちろん雪蹊寺、種間寺、清滝寺を結ぶ辺路道である。四国辺路についてはまた後述するが、近世大いに栄えたので、この道にはそれこそ信仰を求めた不幸な人びとを中心に入間模様が繰り拡げられたものである。筆者も少年時代、新川から仁淀川渡場までの川原の道を、辺路の姿が連なるのを見た記憶がある。川の対岸中島村は、長宗我部時代まで森山分であり、近世も吾川郡中島村であった。ここは渡守は重要な役割を持つていたので優遇されたものである。給田十五石（反）の物成米約七石を与えられたうえ、吾南、高東の村々から米十石余と錢九十匁を支給され、船頭六人が現在の仁淀川橋よりも上手の渡船場に出役する仕組であった「弘岡志企」。

なお新川川の水運は、山間や平野の物資を城下町に輸送したほか、春野地方の女子や子供の足弱の連中が城下町に出るには便利なものであった。往復二日を要するが、城下に宿泊する縁手のある者はこれを利用する。明治になつても利用されたのは「細川梶日記」高知市民図書館蔵にもでている。菜園場から船に乗つて秋山村へ帰るのであつた。一日がかりとしても、浦戸湾、新川川と悠々たる船路は、また現代にないのどかさという別の喜びを、人びとに与えたことであろう。

柏尾山踏鞴場 芳原の大芝の谷合いを行き詰めると本谷がある。西に柏尾山が、東に鳥帽子山が聳える深い谷間である、北には白土峠の一本榎も見える。ここに踏鞴場が設けられ鉄を製鍊したのは、寛保元年（一七四一）のことであつた。「土佐藩工業経済史」平尾道雄には、この経緯についてすぐれた研究がある。それによれば、同年三月馬場弥五六が勘定頭という藩の役職と、国産役を兼任して藩営事業としてここに踏鞴場を經營したので

あつた。城下種崎町の商人和泉屋嘉右衛門もこれに協力したとあるのは、資金面等のことであつただろうか。勘定頭は切米二十石余の武士であったから、そう大した身分ではないが、この時点で藩財政の窮乏と取り組み、国産の増産を狙つたものとして、先見の明のある政治家を必要としたので、馬場弥五六には適役であつた。

同書はその大体について、工人は石見（島根県）、但馬（兵庫県）から雇い、原料の砂鉄は幡多郡金力浜そのほか便宜の地から取りよせたのであって、製品の質は劣悪なものではなく、大坂へ廻して入札すると、芸州広島鉄（中国山地産）と同率に評価されるほどであった。しかしながら結局は翌寛保二年（一七四二）一月に廃止になつた。したがつてわずか一年たらずである。生産があがらず収支相償なわなかつたので、藩当局は中止と決定したものである。同書所収文書には

覚

一、銀。壱。貫。四。拾。貳。匁。六。分。五。厘。

内

壱貫三百四拾貳匁六分五厘

但柏尾鉄山職人賃扶持、役人御補扶持、小者料米並に鉄山職人、薪取夫共右の如し。

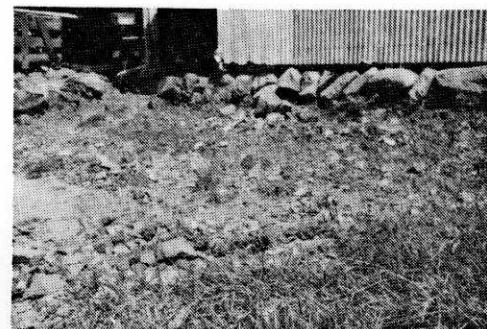
八拾六匁四厘

但御国産方役所にて相勤め候本締役、小者料米並に役所下使御扶持給、紙筆代共右の通り。
右は鉄山御用方一ヶ月分御入目銀大積右の通に御座候。以上

戊十二月七日

松岡喜一郎

さらに「付紙」として
一ヵ年締拾七貫四拾三匁八分厘。



(芳原本谷) 踏 輔 場 跡

としている。この金額は財政窮乏に四苦八苦していた藩としては少額ではな
く、またこのほかに原料の砂鉄関係の入費もでていないので、それを合計す
ればもつと多くなる。生産があがらないとすれば中止もまた止むをえないと
思われるが、弥五六はこの処置に対し、「柏尾山最初より入目の事につい
ては、下規に考ふる所あれども人わが志を知ら」⁽³⁾ 「金山聞書」で嘆く。さらに

柏尾山一山にて古の財産に代へんとするにはあらず、爰において国民等に其の業を
習はしめ、諸方に移してこそ國產とはすべき。さる程に当春より見習ふ所は砂を
とり炭をやくことは近き内に習得すべし。吹大工、鍛冶の業は暫く年を経べし、然
れば柏尾山においても、その得失をこまかに考え難し。世の人今日初め^始て即ち今日
の利用を責むるは小智短才か「金山聞書」。

と怒りの情を示している。下僚であってみれば、結局藩首脳の命に従うより
ほかはない。もう少し長い目で見てほしいという弥五六の希望は挫折したのである。

前述この計画に参加した城下種崎町の和泉屋嘉右衛門は、宝曆九年（一七五九）訴書を出したが、それによれば「土佐藩工業經濟史」、

一、御国々の土地により鉄砂の性相違い申す由、然に御国初めての御儀に御座候へば、職人共其の味をとくと得相考え申さず、度々吹損じ申し候に付、何分其の手の功者の職人雇越し申し候様仰付けられ、石州、但馬より又々御雇越し申し候様仰付けられ候所に、但州より参り申し候職人段々吹方宜しく、二夜三日に五百貫目出来候時は御考に合い申す由に御座候所、六百四拾七貫以上右職人吹出し申し候。然所に樺尾山立木迄にて、炭、薪の木品御座なく候故、外近山御国産方より御願いなされ候えども、御山御座なき由に付、幡多郡の内なる川山と申す所へ御引越しと仰付けさせられるに相極り申し候

事。

これによると、最初は技術が拙であったために失敗したが、但馬（兵庫県）出身の工人を招いて相当成功し、将來の見通しもあったようであるが、柏尾山に地の利がなく、ことに燃料が不足したことが致命傷となり、場所替の計画となる。もっともこの場所替については、同訴書に

一、右櫻尾山大なる川山へ御引越に付、銀三拾貫目計御用の由、然に右の御銀御国産方役所にて相調い申ざざる由にて、俄に御止め仰付られ候。

銀三十貫は六百両一米六百石相当が入用である。二十万石の藩として少々腹が小さく、弥五六のいう「今日初めて即ち今日の利用を責むる」ものであって、百年の大計とは到底云えないものである。弥五六の深謀遠慮もどうすることもできなかつたはずである。もっとも土佐国の鉱産資源は、石灰と銅をのぞいてはほとんどいうに足らない。弥五六の深謀遠慮も実際には施して成功の望みが少なかつたものでもあつた。あながちに藩政担当者のやり方を、近視眼的とは批評できないとも思われる。とにかく、柏尾山の踏輔場はわずかに一年ほどで中止となり、藩はもちろん相当の損害を受けたものである。

今大芝の奥の本谷に行けば、中山正衛氏の住居があり、その庭には製鉄の際に生じる鉱滓が散らばっている。暗赤紫色玻璃質の小さい石塊がごろごろしている。大芝の古老中山太郎氏によれば、洪水の度にたくさん鉱滓は下流に流れ出したというのであって、一年の短期とはいえ、ここに多くの人が集つて、踏輔に汗を流したことがわかる。もちろん踏輔の規模も集まつた工人の数も、そしてその生活の模様も歴史のかなたに消えてしまつてゐる。以上のことを知る方法はまったくない。ただ鉱滓のできる中山氏の住居は谷川に接し、ここに巨大な石で堰ができる。田圃に水を引くためとも思われないので、あるいはここで鉱業用の水を得たことであろうか。それ

にしても、この本谷では燃料用の薪炭が不足であり、それが鉱業失敗の大原因であると和泉屋は述べているが、現在では柏尾、鳥帽子二山の間に山谷が発達し、当時相当の森林があつたと思われるがどうであろうか。中国工業試験場の横川清志氏は、この程度の森林では不足であるという。また藩はそして弥五六は、なぜこそ大芝の奥を選んだのであろうか。中山氏は船でまた鉱石を横浜（高知市）に陸上げし、馬で内谷をへてここに運んだと伝えられているといわれた。それは自然である。白土峠を越えると城下に近いこの地が、水もあるし森林もあるとして選ばれたのではなかろうか。また溶剤の石灰岩もすぐ近くの治国谷（高知市）にあるからである。和泉屋は責任者として、あるいは、技術の点に問題のあつたことを避けた訴書を書いたのではないかとも思われる。

前述したように、農業の点だけをとっても技術の改善進歩があつたが、それらの進歩には、多くの場合鉄をするものであった。鉄箸といいまた鍬、鎌、あるいは犁等である。土佐藩としても鉄の自給が望まれるのは当然である。前述和泉屋嘉右衛門の訴書「土佐藩工業經濟史」には、

一、御国は島国の儀に御座候へば、余國に勝れ過分に鉄他國より買下し申す御儀に御座候。若し御国鉄御仕成仰付けさせられ候えば、右鉄代銀他國へ出で申さず。其の上御登せ売仰付けさせられ候時は、他国より銀子入込み申し候時は、甚だ御国益の御儀と存じ奉り候御事。

ともあるが、国益とは藩の利益であり、藩中心の殖産興業政策の一環の合言葉として、藩政後半期の財政経済政策を代表する。この時点での言葉が使われ、それが柏尾山の製鉄推進の基本的理念となっていたのであって、前記農業技術の発達からくる、鉄の需要ともよく一致するのであって、時代の動きを語るものである。以下農業生産の発達が、耕作農民を豊かにするというよりは、むしろ、地主制への道を開くことになる悲しむべき問題に進むことにしよう。

地主制開始

豪農深瀬氏 ここでいう地主制とは、元禄—享保を境にして、農民に階層分化が起り、その結果として地主と小作人に分れることを指すのであって、中世の名主も長宗我部時代の一領具足も、また入国後の旧一領具足およびその上昇した郷士も、ともに地主であるが、それとは若干意味を異にする。太閤検地は、いわゆる不耕作地主の加治子取得を許さないという原則から、土地の耕作者を本百姓として格付けしたので、原則として近世初期には、いわゆる地主—加治子米取得者はなかったものである。したがつて地主はいずれも手作を本則とし、家に抱える名子、下人等—前述土佐藩の家来の労働力を駆使したものである。もちろん家来にも一部小作させたが、その耕作権は主人が持つものであった。

こうして耕作者を本百姓とし、これに田地を甲乙なく組合せて闇地くらぢを編成、耕作させた土佐藩では、寛文十年（一六七〇）本田永代売買の禁止を令して、本百姓制を断固守る姿勢を示したが、それでも田地の質入—売却による地主制の開始を食い止めるることはできなかつたものである。封建社会では、最低生活のなかで明日の労働力を生み出すにぜひ必要なもの以外は、すべて年貢として貢納させることが原則であった。すなわち貢租が重課であつたので、不作の場合たちまちにして困る者ができる。立前は不作の年は検見を受ける。藩は検見の結果によつて年貢の減免をする。場合によつては毛捨といつて年貢の免除もする規定になつていた。しかしながら前に引用した「山内家文書」天和元年（一六八一）の「覚」には、

一、地高六万二千石 定御藏入
右の免

一、五ツ九分余 上の年

一、五ツ八分余 中の年

一、五ツ七分余 下の年

右は大抵の歳の免高。下にて御座候、別して凶年におけるては分量極め難く御座候。

とあるように、上、中、下の歳の年貢の差は一反に付きわざかに一升づつである。別して凶年はそれこそ十年か二十年にやつてくるので、一般に少々の不作は、すべて耕作農民の作徳米減収として処理される。明治の地主制は、この厳しい年貢徵収の継続であつて、大正になつて、はじめて小作料は適正化への動きを見せるようになる。それまでは減収分は小作人の負担となつたのであって、「明治十七年ヨリ地處内検見帳」「吉良家文書」に、明治十七年（一八八四）分として「是より前暴風ありて中稻即赤坊主、千本、早白坊主の如きものは、幾分か損害あり。然れども小作の収益を減ずるに止まり、また地主の収利に閑せず」とあるように、少々の不作には検見一減免はない。同記録によれば、明治十七年（一八八四）、同二十三年（一八九〇）、同三十二年（一八九九）、同三十四年（一九〇一）、大正七年（一九一八）、同九年（一九二〇）の検見がある。この頻度はかなり信用ができるのであって、平均七年に一回である。藩政時代もおそらくこれに近いものである。暴風洪水の多い土佐にとって、七年に一回の検見は厳しいものであるが、時代として多くの農民には耐え忍ばれたのであらうか。

とにかくこれからみて豊作はまず三年に一回以内である。したがつて、少しでも油断をすればたちまち年貢未進一未納となる。幕末ではあるが、まず中位の村一百町（ha）、百戸一で恒常的な年貢未進者は五一〇人である。⁽¹⁰⁾ 最高限は年貢高五石ほどであったが、五石を超えると田畠屋敷を競売されて年貢に当てられる。そこまでいかないうちに、まず米を余分に持つ者から田地を抵当に借りる。これは貸す方からは貸米、借る方からは借米で

ある。そして抵当に入れた田地は質地であつて、その契約には必ず年期で田地を売却すると記されたので、質地のことを年期売とも呼んだ。とにかく年貢未進が農民の土地を失なっていく原因の第一である。したがつて、年貢第一と心懸けた藩ではこうした質地一年期売を公認し、ただこれがもとで永代売となり、農民が完全に土地を失なうことだけは厳重に警戒、禁止した。その限界は十九ヵ年であった。しかしながら十九ヵ年も長期にわたつて土地を手放し、事実上小作人になつていたものが、再び我が手に土地を買い戻す機会のあろうはずはない。多くは質流れとなつて永代売に転化し、地主と小作人とに農民は分かれる。藩もこの事實を無視できなくなり、ついに享保十年（一七二五）の「追加条目」「山崎家文書」では、「畢竟田地は百姓に限らず諸奉公人、町人なども控居り申す事に候。右の通仰付られ候時は、往々田地売買窮屈に罷成るべきやと存じ」との意見によって、事実上の田地売買を認め、以後本田永代売りも罷通るようになる。ここでも前述のように、藩が土地の売買を認めざるをえなかつた事が示されているのである。ところで、天和三年（一六八三）のいわば「郷中覚」「山内氏時代史考」の一項目に、

一、村々百姓の内。前宜しく下人四、五人以上召つかい貸米も仕り、農働きも仕らざる類は庄屋並たるべし。但手前有德にこれなく家子四、五人迄召使い自身農働き仕り候者は小百姓同前の事。

下人を四、五人使つて自作農を經營するが、自分は農業労働はしない。しかも年貢未進に苦しむ者には貸米をする。もちろん年二割程度の利息米を取得する。使役する下人のなかには、元利未払い身売りになつた者もある。こうして富農が成長する。いつの世でもほとんど日本では米ほど価値の高いものはないといえる。かくて重い年貢のなかで、農民は一方では未進に苦しむもの、他方では貸米で田地を集積する有徳な者とに分れていく。以上のような富農の代表としてまず深瀬氏をあげることにする。深瀬氏一族は藩政中期豪農として栄え、後期

は譲受郷士として活躍する後述。「郷士年譜」高知県立図書館蔵

深瀬希三郎によれば、

一、私始祖津野氏の末葉と申伝え候。

氏の神津野殿と唱え、先代より今に至迄、三月三日、五月五日、九月九日祭方仕来り申し候。

一、初代 藤左衛門 嫡男伝右衛門本家相続仕り候。

二男藤左衛門別家仕り候。

藤左衛門ヨリ以前の先祖書相伝り申さず付、巨細相知れ申さず候。慶長の頃より天保迄凡そ年数式百六拾余年、代々吾川郡弘岡村に住居農業仕り籠在り候。

一、二代 伝右衛門 嫡男市郎右衛門弘岡下ノ村へ別家農業仕り候。

二男伝兵衛新居村へ別家仕り候。

三男權兵衛本家相続仕り候。

元祿十五年十月廿二日、御屋舗に於て御能拝見仰付けられ候。

但御用銀仰付けられ奇特に思召される御趣を以て、且其の筋如何の御褒賞にて御坐候や、御上より望の筋申出で候様仰付けられ候處、伝右衛門儀望の筋御坐なく候旨申上候様申伝え候。

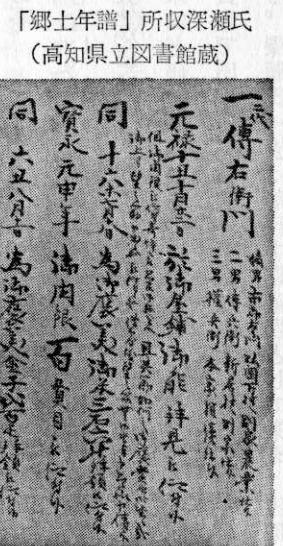
同十六未年七月十八日 御褒美として御米三石五斗拝領仰付けられ候。

宝永元申年 御用銀百貫目仰付けられ候。

同六丑年八月十一日 御褒美として金子式百疋拝領仰付けられ候。

一、三代 権兵衛 嫡男權兵衛、同姓忠右衛門二男養子に仕り本家相続仕り候、二代伝右衛門嫡男市郎右衛門孫。

度々御褒賞仰付けられ候趣伝承仕り候、旧記相伝り申さず候に付委細相知れ申さず候。



「郷士年譜」所収深瀬氏
(高知県立図書館蔵)

一、四代 深瀬權兵衛 嫡男伊太郎同姓久左衛門嫡男養子に仕り早世仕り候。二代伝右衛門嫡男市郎右衛門曾孫、
二男彦兵衛右久左衛門二男養子に仕り本家相続仕り候。

三男鐵治介彦兵衛養子以後妾腹に出生仕り、譲受郷士願い奉り別家仕り候。

享保十九寅年春、御褒美として鳥目一貫文拝領仰付けられ候。

但去丑(享保十八)年御國中饑饉の節、難儀人へ米穀を以救い遣し候段、奇特に思召される御趣を以。(以下略)

宝曆九卯年十一月四日 苗字帶刀御免仰付けられ候。

但南御会所に於て爾來御趣意引受け奉り奇特に思召される御趣を以。

どういうわけか、深瀬氏本家は天保十二年(一八四二)まで郷士になつてないが、右に示したように、元祿期富農として大きな繁栄を見せている。先祖は津野氏由縁となつていて、「弘岡村地検帳」中之村上之村に

同所(古市東ノ町)ノ南
一、式十五代出十七代式分
同(古市)
中屋敷
深瀬久左衛門主居
給

右の深瀬久左衛門の子孫ではなかろうか。また同地検帳には

同所(漆サキ)ノ南
一、三十代出式十九代式分

同(西山ノ村)
主作
置深瀬久左衛門尉給

とあるので、深瀬氏は畠製造によつて召抱えられていたようである。なお「森山分地検帳」にも

同じ(森清やしき)ノ道ヨリ北
一、壱反出七代五歩

同(沖太良村)た。み深瀬久左衛門給
同(森山分)

とあって、深瀬一族のようである。そのいずれかが深瀬氏として榮えることになつたのであろうか。以後元祿にいたつて巨富をつむ。とくに宝永元年(一七〇四)の「御用銀百貫目」とは莫大である。金にして二千両、米に

して二千石以上である。これをようやく財政難に苦しむ藩に融通する。御用銀は返却を前提としていたが、元禄一享保と財政窮乏した藩は、参勤交代の費用にもその調達に難渋ることがあり、しばしば用銀によって切り抜けている。深瀬氏の動きは藩の動きと裏腹になっているようである。また深瀬氏は享保十八年（一七三三）の、いわゆる享保大飢饉に苦しむ人びとの救済用の米穀を提供しているが、この飢饉は前年の平野部における稻の害虫大発生によって起つたもので、土佐藩最大の飢饉となつたが、こうした一般的には不幸な事態で、強いものはかえつて土地を蓄積する機会を持つたものである。

一体深瀬氏はどうしてこのような富を蓄積したのであるか。野中兼山は吾南に多くの水田を創出した。その大部は藩に年貢として取得された。しかもその残りの農民の作徳米から深瀬氏は生まれた。とすれば、一体そのどれだけが耕作農民の手許に残されたのであろうか、一種虚しい気持がないでもない。残るは公害だけとう、開発進行に今も生ずる問題をすでに暗示しているのではなかろうか。

譲受（請）郷士島田氏 甲殿の古老土居染次氏は、次のような謎々を教えてくれた。

郷士とかけて何と解く

甲殿と解く

心は島田ばっかしじゃ

それほどに甲殿には島田氏が郷士として栄えた。五軒ほどもあつたという。ところが前述「吾川郡本田新田地払帳」には、甲殿の郷士に島田氏は一軒もない。これは島田氏が表題の譲受郷士であったからである。前に述べた郷士岡林氏のような初期郷士ではなく、富農深瀬氏のように、元禄一享保の間に田地と富を蓄積し、郷士職と領知を譲受けたものである。いま島田氏について説明するまえに、譲受郷士の生まれる社会的条件について考えてみよう。

入国後約百年の元禄から享保にかけては、静かななかに社会の大きな変化が起つていた。初期郷士あるいは庄屋層等、いわば有力農民の間に没落が開始され、彼らの村方での伝統的な地位が守られなくなつていて。大きくいってこれは商品経済の発達であるが、具体的にいえば、こうした有力農民層が從えていた隸属農民が自立―自由をえたのであって、巧妙に日雇い労働に切り替えたものをのぞけば、いわゆる地主手作経営が困難になつたことである。すでに不当に悪い条件で名子、被官一家來を使役して、初期郷士の領知開拓のあつたことについては述べたが、入国後百年、藩が機会を見付けては、これら隸属農民を自立させて藩の直支配下におくという、いわゆる小農民自立策を進めた結果である。かくて古い社会体制の強く残つた土佐の山方でも、たとえば香美郡楨山郷仙頭村（物部村）でも、被官一家來はつぎのように解放される。すなわち楨山郷仙頭村名本左伝次は「奉訴」書を藩に提出して、次のように訴える。正徳四年（一七一四）のことであつた。

一、小遣式人え、給田として御公儀様より仰付させられる小遣給田毫反四拾壹代式歩支配仕らせ、其の外壳地五反四十六代ニ御公事自分控地所務の内相加え相勤させ申し候。近年は被官共隙遣し召使い申す儀成らざるに付、百姓中の内請合いを以てやどいに仕り相勤め候御事「大忍庄の研究」。

正徳に近い年といえば元禄末―宝永である。この時中世名主の伝統をつぐ旧家、専当小松氏の被官も解放されて自由になる。したがつて労働力は雇いによつて得なければならぬ。もはやこのうえもなく安い従順な労働力はえられない。初期郷士の經營、生活は根底から動搖せざるをえないことになる。そこには伝統の力によるのではなく、社会の変化に対応することができる、勤勉で合理的な經營がのぞまれることになる。いわば商品経済に対応できる人であつて、これが深瀬氏のごとくまた島田氏のごとく台頭する。

ところで、このような社会の変化についていくことができず没落する人にとっては、いかにも嫌な人情の薄い世になったと受け取られる。幡多郡下山郷奥屋内村（西土佐村）前庄屋次郎左衛門は、享保の末頃（一七三五頃）「次郎左衛門儀は代々の庄屋筋目、其の上在所にて出生数代の庄屋故、在所三カニは類族の者共、名染めも固めも存ぜざる跡に地下人心得違い申すように見え申し候に付」と怒って庄屋を罷めたが、「此の節村中の者孝道日々薄く罷成り、還て孫子共参り候ても、親たる者の会釈悪敷などと申廻る族共これある由、か様に忠孝猥りに罷成り」「毛利家文書」と嘆いている。次郎左衛門の嘆きはあまりにも現代的である。被官の解放は歴史の前進であるが、古い道徳制度の崩れる時、犠牲はさけられないものであろうか。

「郷士年譜」によれば譲受郷士島田氏の系譜は左の通りである。

先祖書指出

先祖書差出

吉本佐次馬支配
島田幸之進

一、先祖島田甲殿村一宮村に住居、長宗我部元親公に仕え、盛親公御牢人以後浪人に罷成り、其の子長左衛門より吾川郡甲殿村へ引越し、其の子勘右衛門迄三代浪人に罷在り、其の子

一、第一島田次右衛門同姓島田源左衛門養育人に罷成り居り申し候中、寛延四未年千頭勝之丞郷士職分領知共譲受け召出され、年教十七カ年相勤め明和四亥年病死仕る（以下略）。

同じく島田英吾の先祖書には（抄出）、

一、第一島田源太右衛門（勘右衛門子）広田源七郎郷士職分領知共譲受け相勤め居り候節、吾川郡甲殿村湊堀明役相蒙り候処、其の後類焼に逢い焼失仕り、右召出だされ候年曆相分り申さず候。安永七戌年病死仕る（以下略）。

また同じく島田礼右衛門先祖書には（抄出）、

また同じく島田善左衛門先祖書には（抄出）、

一、第一島田藤十郎義（勘右衛門子）享保十八巳年三本平八職分井に領知共譲受け郷士に召出だされ、元文二巳年迄年数八カ年相勤め病死。但し藤十郎義島田勘右衛門四男にて御座候（以下略）。

また同じく島田礼右衛門先祖書には（抄出）、

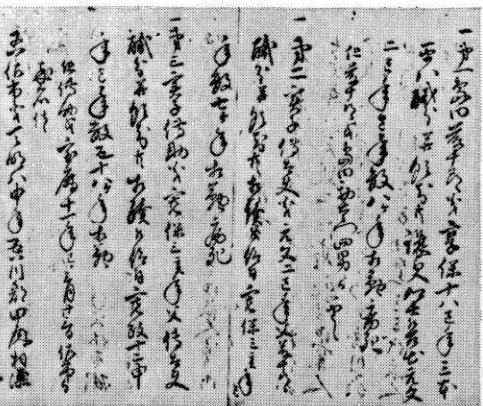
一、第一島田善左衛門（勘右衛門子）宝永四亥年高田孫三郎郷士職分領知共譲受け、年数四拾カ年相勤め延享三寅年病死仕り候（以下略）。

これによれば、島田氏の先祖は土佐郡一宮村（高知市）住の長宗我部遺臣一旧一領具足が、甲殿村へ移住発展したようであって、新田開発のさかんな甲殿村で成功したのであろうか。もちろん一時は農民になりきつて、あるいは祖先の栄光も忘れられたのではなかろうか。それは前出島田英吾の孫の同東六の出した先祖書には、第一島田源太右衛門の項に、

但し父は甲殿村百姓市郎右衛門の世^せ代^{がれ}にて御座候。

として、甲殿村百姓出身となる。同様に島田幸馬の先祖書には第一島田次太右衛門が、「甲殿村百姓与平嫡子にて御座候」となっている。したがつてこれを表示すると、

一源太右衛門 百姓市郎右衛門粉
享保七、弘田貞六譲受
一次太右衛門 百姓与平嫡子
寛延四、千頭勝之承譲受
一藤十郎
享保十八、三本平八譲受
一島田善左衛門 長左衛門一勘右衛門一
善左衛門



「郷士年譜」所収島田氏（高知県立図書館蔵）

史料の「郷士年譜」はすべて信用できるわけではない。ことに先祖やその年代など古いものにはかなり曖昧があると思う。たとえば一方で享保七年（一七二二）郷士に召し出された島田源太右衛門が、他方では類焼で記録が失なわれたので年齢はわからないというのも、もちろん不明の方が正しいと思う。したがってこの事はまた前表の、同じ源太右衛門と次太右衛門が一方では百姓の紳であり、他方では旧一領具足の子孫となる。この場合も百姓の紳の方が正しいのではなかろうか。旧一領具足のかりに子孫であったとしても、もう祖先の榮光はそれほど問題ではない。農民として財力を蓄積し、その財力によって郷士の家格と領知を買得することである。

譲受郷士とはそうしたものである。家格とは祖先の榮光ではなく、財力によって獲得するものであつたといえよう。とにかく多少史料批判の余地はあるが、また島田氏が、いかにして財力を蓄積したかについても確たるものを見る事はできないが、宝永四年（一七〇七）から寛延四年（一七五一）と長期にわたつて郷士島田一族が生まれている。その反面に郷士弘田貞六、同千頭勝之丞、同三本平八、同高田孫三郎はそれぞれ職分、領知を失なつてゐる。端的にいって没落したのである。なかには地下浪人として、なお郷士に準ずる家格を維持したものもあつたであろうが、多くは前述静かな世相のなかでの世の変遷の中で、薄れゆく人情を嘆きながら打者交代となつたことであろう。栄枯盛衰である。なおこれら没落した郷士は前記「吾川郡本田新田地払帳」所収の春野地方の郷士のなかにほとんど発見されないようである。ただ西畠村に

三拾六・石武斗四升六合

千頭小市郎領知

(12)

とあるのは注意される。「春野町役場所蔵文書」には、島田幸之進の領知が幕末の西畠村にあつた。これは千頭小市郎の領知を「郷士年譜」の伝えるように、島田氏が譲受けた結果と思われる。しかしながらこれ以上の追及は、問題を枝葉の間に埋没せることになる。稿を改めて近世後期にうつることにしよう。

註1、井役人—井奉行は弘岡井筋に二人おかれている。この関係の史料のほとんどないことはまことに残念である。井役人は文書によれば相当權威を持っていたことがわかるが、これは利害の不一致が井筋の場所によって対立となるからであつて、それを調整するには權威が必要である。しかしながらその權威が相談—納得を前提としたことに注意しよう。

註2、「道番庄屋根根長岡郡四」によれば、弘岡下ノ村庄屋嶋村徳之助は、左のように干魃の対策に苦しんでいる。

去る申年（嘉永元）旱魃にて八田井筋水懸り乏しく、井下村々人氣不穩の場合、昼夜立廻り帰服致す様廉々直々分水致し（下略）。

庄屋自身の奔走によって水争いを防いでいることがわかる。この程度で、激しい衝突のあつたことは伝えられていない。

註3、井下九力村とは、弘岡上、中、下の三力村に、西分、東諸木、西諸木、森山、秋山、甲殿の各村を加えたもので、この九力村が、利水田地の高割に用水維持費—田役等を負担する。その代りに水利権はこの村々一田地が持つことになつていたものである。この慣行は明治以後にも伝えられ、盗み水として水利費を負担しない田地への灌漑を厳禁した。

註4「清良記—親民鑑月集」として、早大教授交好脩氏の詳細な解説紹介がある。本書の記述はそれによつたものである。

註5、「日本農業技術史」古島敏雄には、「耕稼春秋」を引用して「土肥とは二種有り。一色は用水通り又は古川など土くさりこえたる所、水をせき水をかへ田畠へ上げ置き、天気能き時分土かわく時、人馬にて植代前に田へくばる。又一色は馬屋へ入る。畠の新土を入れ、五六十日又は百日亦は百五十日程置て、此の土に馬の小便能くしみて土肥える時分、百姓かどへ出し積置き、めふり持籠等にて田畠へ持入る」と解説される。春野地方の場合もちろん前者である。同書によれば近世前期苑敷、厩肥、人糞尿のほかに自給肥料としてこの土肥—泥土糞、作ごえーがあつた。

“6、天和—安永の間約九十年間に、免はこの表によれば、

最 高	一 ツ 六 五 五
最 低	○・五〇五

引き上げとなつてゐる。幕末までにはさらにこのうえに約二斗以上一ツ余ほど引き上げられる。「明治五年壬申年耕地米盛引合記 西畠村」によれば、幕末に

六拾八石八斗三升四合也 田

三拾九石七斗四升八合也 田

免 九ツ九分弐厘

免 九ツ四分五厘

とある。免引き上げの圧力がいかに強かつたかがわかる。

“7、鶴坂の地名はどこから生れたのであらうか。附近に焼烟でもあり、鶴が冬分飛来したのであらうか。「弘岡志企」には、ここにあった峠の茶店が、「山の端を掘りて家のかたちとして、茶また菓子、さいのものなど買ふなり」とし、その起源は二代藩主山内忠義の時で、忠義がここで狩をした時、茶を献じた弘岡中ノ村権兵衛に褒美として茶店を許可したという。ありそうな話である。

“8、長岡郡久礼田村（南国市）前庄屋山中多之助は、慶應三年（一八六七）同郡穴内村（南国市）の送番頭を勤仕し、かなりの記録を残した「幕末維新の土佐の社会—庄屋多之助の記録」。それによると、北山通り江戸、上方に往来する藩の飛脚の往来は頻繁であって、番下村々は出夫に苦しみ、庄屋、送番頭はその繁忙に振り廻される状態である。弘岡番所についてはほとんど何も伝えられてはいないが、これと同様の状態であったものと思われる。

“9、馬場弥五六については「高知県人名辞典」参照。弥五六の著作「金山開発」「南路志卷三四」と大同小異の写本に「自己述」近藤光亀氏蔵がある。弥五六は鉱山開発のほかに、いくつかの開発計画を持ったが、とくに吉野川の支流穴内川を南斜面に落とす構想は雄大で、弥五六は木材の運搬を企図したようであるが、これが明治になつて甫岐山発電となつて実現する。弥五六の時代トンネルの掘鑿が次第に実際化したからであるが、弥五六は骨の髓まで鉱山家であったようである。

“10、「幕末維新の土佐の社会—庄屋多之助の記録」によれば、長岡郡久礼田村（南国市）では、文政八年（一八二五）一石以上の年貢米未進者三人、一石以下は十三人で、未進米合計十二石七斗二升であった。これは未進の少ない年のように

ある。不作の年はもちろんこの程度ではないと思う。なお久礼田村の年貢高は約六百三十石であった。

“11、享保飢饉については「板垣氏自家雑記」「南路志」に詳細である。これによれば城下町から、救小屋の建てられた長浜（高知市）に行く峠—宇津野峠—には、「行倒者其の数を知らず」という惨状であった。藩は前年事態を軽く見て、上方に年貢米を積み出す失策をした。惨状を一層激化させたものである。土佐藩全体で結局十五万石の減収となつた「藩志内篇」というのであるから、「自家雑記」の記事は正しいものであろう。春野地方の人びとも大いに苦しんだものと思う。

“12、「春野町役場所藏文書」の

明治五壬申年 引合済

耕地米盛引合記

西畠村

に
一、地四石九斗八升 島田幸之進

領地出作式

とあるのは、郷士島田氏が西畠村で所有した領知から改め出された地高を示すものである。これはかつて千頭氏の所有した領知に連なると思われる。